

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

告 示

○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課) 30

告 示

北海道告示第546号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年8月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌西三線211の42（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

○平成22年10月8日（第2220号）

北海道告示第694号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

11 左 38

誤 古宇郡古平町

正 古平郡古平町